

ぐんまスクールネット運用規則

－GIGA スクール端末導入後版－

1 趣旨

この規則は、群馬県教育委員会が設置する「ぐんまスクールネット」（以下「G S N」という。）の運用管理について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

G S Nとは、群馬県総合教育センター（以下「センター」という。）と群馬県立学校（以下「学校」という。）を光ファイバ網で結ぶ教育用高速ネットワークシステムをいう。

3 利用目的

G S Nは次の事項を利用目的とする。

- (1) 教育活動、学習活動等の内容又は成果を情報発信するとき。
- (2) 教育、学習に関する情報交換又は連絡を行うとき。
- (3) 学習指導及び学習に関する情報の検索、収集を行うとき。
- (4) その他、管理者が必要と認めるとき。

4 管理運営

- (1) G S Nは、センター所長（以下「管理者」という。）が管理運営に当たるものとする。
- (2) 学校におけるネットワークの適正な運用を行うため、各学校の所属長（以下「校内責任者」という。）が校内ネットワークの管理を行う。また、校内担当者（以下「G S N担当者」という。）は校内ネットワーク利用状況の把握や情報セキュリティ対策を行う。
- (3) 管理者は、利用に関し、公序良俗に反すると認められる行為がある場合、あるいは個人のプライバシーの侵害や個人を誹謗（ひぼう）中傷するなど、教育上不適切と認められる行為がある場合は、校内責任者に是正を求めることができる。特に緊急を要する場合は、利用を停止することができる。

5 G S N 担当者の会議

管理者は、G S Nの円滑な運用を行うために、各校のG S N担当者を招集し会議を開催する。

6 提供するサービス

管理者は、G S Nの運用に関して、次に掲げるサービス等を行うものとする。

- (1) インターネットサービス
- (2) 電子メールサービス
- (3) W e b ページ公開サービス
- (4) メール連絡網サービス
- (5) グループウェアサービス
- (6) その他ネットワーク維持に必要な事項

7 運用時間および設定条件

- (1) G S Nは原則として24時間運用するものとする。ただし、管理者は保守点検などの必要から運用時間の変更あるいは運用の停止をすることがある。
- (2) 管理者は、G S Nの環境を良好な状態で運用するため、設定条件を変更することができる。

8 接続する端末

G S Nに接続する端末は、次の端末に制限され、接続ライセンス契約数を超えてはならない。

- (1) センター管理の端末
- (2) 学校に設置の群馬県教育委員会管理課（以下「管理課」という）管理の端末
- (3) 管理課及びセンターが認めた、学校管理の端末

9 接続するネットワーク

学校は、扱う情報により、次の通り、ネットワークの分離をしなければならない。

- (1) 校務系ネットワーク（教職員用）
- (2) 学習系ネットワーク（児童生徒用）
- (3) 生徒情報系ネットワーク（教職員が成績等の秘匿性の高い情報を扱うシステム）

10 接続するLANの種類

各端末の接続は、原則として有線LANを用いる。

11 ネットワークの設定

- (1) 各端末のIPアドレスはセンターから割り振られたものを固定して設定しなければならない。
- (2) 各端末のウイルスパターンファイルの更新状況を一括管理できるように設定しなければならない。なお、管理用サーバがない等、一括管理の設定ができない場合は、各端末の更新状況を随時チェックして、常に最新の状況に保つこと。

12 ネットワーク設定一覧の提出

各学校は次のネットワーク設定の状況を管理者に提出しなければならない。

- (1) G S Nに接続されている機器の一覧
- (2) G S Nに接続されている機器のIPアドレス一覧
- (3) G S Nに接続されているサーバ等の機能一覧

13 利用対象者

G S Nの利用対象者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校の教職員
- (2) 学校の児童生徒
- (3) 県教育委員会の職員
- (4) 管理者が認めた者

14 インターネットサービス

各端末は代理サーバ（プロキシサーバ）を介してインターネットサービスを利用する。なお、次に掲げるサービスでアクセス制限をする。

- (1) ウイルス対策
- (2) フィルタリングサービス（フィルタリングの設定は、教職員用と児童生徒用を分ける）

15 電子メールサービス

電子メールは、教育用クラウドサービスに接続して利用する。

16 教職員用メールアドレスの発行と停止

- (1) 13の(1)(3)(4)の者(以下「教職員等」という。)は、教職員用メールアドレスの発行又は停止を申請することができる。
- (2) 教職員等は、教職員用メールアドレスを付与された場合、直ちに、そのパスワードを変更するものとする。
- (3) 教職員等は、教職員用メールアドレス及びパスワードを、各自の責任において管理するものとする。
- (4) 教職員用メールアドレスは、教職員等がG S N接続している学校等に異動をした場合、引き続き使用できるものとする。
- (5) 管理者は、教職員等が退職等によって利用対象者から外れる場合、教職員用メールアドレスを削除するものとする。

※申請は県立学校ICTヘルプデスクで対応

17 児童生徒用メールアドレスの発行と停止

- (1) 教職員は、児童生徒用メールアドレスの発行又は停止を申請することができる。
- (2) 児童生徒は、児童生徒用メールアドレスを付与された場合、直ちに、そのパスワードを変更するものとする。
- (3) 児童生徒は、児童生徒用メールアドレス及びパスワードを、学校の責任において管理するものとする。

※申請は県立学校ICTヘルプデスクで対応

18 Webページ公開サービス

- (1) 学校等にはWebページ管理用ユーザ情報を付与する。なお、校内責任者は、管理用ユーザ情報が、部外者に漏洩することのないよう管理するものとする。
- (2) Webページは校内責任者の責任で作成する。
- (3) Webページの掲載、更新などの管理は、学校等がインターネットに接続して行う。

19 メール連絡網サービス

- (1) 学校にはメール連絡網管理用ユーザ情報を付与する。なお、校内責任者は、管理用ユーザ情報が、部外者に漏洩することのないよう管理するものとする。
- (2) メール連絡網は校内責任者の責任で運用する。
- (3) メール連絡網はインターネットに接続して利用する。
- (4) メール連絡網の通信は暗号化通信によるものとする。

20 グループウェアサービス

- (1) グループウェアの機能を有する学校Webページシステムを利用することができる。
- (2) 学校にはグループウェア管理用ユーザ情報(学校Webページシステム管理者)を付与する。なお、校内責任者は、管理用ユーザ情報が、部外者に漏洩することのないよう管理するものとする。
- (3) グループウェアは校内責任者の責任で運用する。

21 利用者遵守事項

- (1) インターネットの利用において、著作権、肖像権、個人情報の保護等に配慮しなければならない。
- (2) G S Nに接続する端末には、ウイルス検出ソフトウェアを導入すること。
- (3) ウイルス検出ソフトウェアのパターンファイルは常に最新の状態を保つこと。
- (4) オペレーティングシステムや各種ソフトウェアのパッチファイルは適切な適用状態を保つこと。
- (5) コンピュータがウイルスに感染した場合には、直ちにネットワークから切り離し、ウイルス駆除を行うこと。また、決められた経路により直ちに報告すること。
- (6) 学校管理以外の外部記憶装置（U S Bメモリ等）を接続しないこと。
- (7) 不要なサーバプログラムは起動しないこと。

22 問題発生時の対応

所属内部・外部からの不正アクセスやウイルス感染など、ネットワークに対する問題が発生した場合は、次のとおり対応しなければならない。

- (1) 利用者は、ネットワークの利用に際して問題を発生させた又は発見した場合、直ちにG S N担当者に報告しなければならない。
- (2) G S N担当者は、問題を発見又は報告を受けた場合、直ちに状況を調査し、校内責任者に報告しなければならない。また、校内責任者は発生した問題の状況を速やかに管理者に報告しなければならない。
- (3) 管理者は校内責任者から報告を受け、当該問題がシステム全体に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、当該所属のシステム利用を停止し、対応を検討する。

附 則

この運用規則は令和3年4月1日から施行する。